

# 設計図書

【帽子取事業所新沈砂池設置工事】

# 現場説明書

一般的事項 1

平成29年10月1日改正

## 1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

## 2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
  - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
  - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## 3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。  
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
  - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
  - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共参加及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
  - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

## 4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
  - 1) 施工現場及びその周辺環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
  - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。  
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
  - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
  - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

## 8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

# 現場説明書

特記事項 1

平成29年10月1日以降適用

仕様書	<p>① <u>平成29年10月1日時点</u>で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147</a>を参照すること。</p>										
工程	<p>① 他工事等との調整) 本工事については、<u>帽子取地区建設発生土処分場造成工事（H27）及び別途発注予定の帽子取事業所造成工事（H29）</u>と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② <del>（部分完成、着工保留）</del> _____については、_____まで_____ [すること、しないこと]。</p> <p>③ （施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____：_____～_____：_____とする。</p> <p>④ <del>（余裕期間設定工事）</del> 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤ <del>（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）</del> この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p>										
用地関係	<p>① <del>（用地、物件等未処理）</del> 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。</p>										
支障物件	<p>① （埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・調査済み]である。</p> <p>② <del>（支障物件）</del> _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ <del>（立木の置き場所）</del> 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。</p>										
公害対策	<p>① <del>（低騒音型・低振動型建設機械）</del> 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____</p>										
安全対策	<p>① （交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">交通誘導員A</td> <td style="text-align: center;">_____人（交替要員〔有り・無し〕）</td> <td style="padding: 0 10px;">_____日</td> <td style="padding: 0 10px;">合計</td> <td style="text-align: center;">_____人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td style="text-align: center;">1人（交替要員〔有り・無し〕）</td> <td style="padding: 0 10px;">79日</td> <td style="padding: 0 10px;">合計</td> <td style="text-align: center;">79人</td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。</p> <p>また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A	_____人（交替要員〔有り・無し〕）	_____日	合計	_____人	交通誘導員B	1人（交替要員〔有り・無し〕）	79日	合計	79人
交通誘導員A	_____人（交替要員〔有り・無し〕）	_____日	合計	_____人							
交通誘導員B	1人（交替要員〔有り・無し〕）	79日	合計	79人							

# 現場説明書

特記事項 2

濁水処理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。

また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、水・大気環境課長通知（平成24年3月27日付第201100201443号）に基づいて適正に処理すること。

【建設リサイクル法】

① (手続き)

当工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく分別解体等の実施義務を負う工事であるので、入札後すみやかに法第12条1項に規定する「受注予定者から発注者への書面による説明」を行うこと。

同法に基づく知事への通知を行った後、監督員から届出（通知）済証が交付されるので、それまで該当する内容については現場着手しないこと。

【建設発生土（処理）】

① (他工事等流用)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ 工事現場に運搬（片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km）するものとする。

② (建設技術センター)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km）するものとする。なお、処理費として1<sup>m</sup>3当り \_\_\_\_\_ 円をセンターに支払うこと。

センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）

③ (民間残土受入地)

建設発生土は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ に運搬（片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km）するものとする。なお、処理費として1<sup>m</sup>3当り \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ に支払うこと。

民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

④ (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊 1<sup>m</sup>3当り \_\_\_\_\_ 円

アスファルト塊 1<sup>m</sup>3当り \_\_\_\_\_ 円

建設発生木材 1<sup>m</sup>3当り \_\_\_\_\_ 円

⑤ (他工事等流用)

〔Co雑割材・ \_\_\_\_\_ 〕は、 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内 \_\_\_\_\_ 工事で使用するものとする。

⑥ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。

再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにmanifestoを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・  
受入れ費用) コンクリート塊 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_  
(運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1 t 当り \_\_\_\_\_ 円

アスファルト塊 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_  
(運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1 t 当り \_\_\_\_\_ 円

建設発生木材 \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_  
(運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1 t 当り \_\_\_\_\_ 円

その他 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_  
(運搬距離 \_\_\_\_\_ km)、費用 1 t 当り \_\_\_\_\_ 円

(受入れ時間帯) 8時～17時（平日）

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 \_\_\_\_\_ cm以下、長さ \_\_\_\_\_ m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑦ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は \_\_\_\_\_ 市・町・村 \_\_\_\_\_ 地内の \_\_\_\_\_ への搬出（片道運搬距離 \_\_\_\_\_ km）を想定し \_\_\_\_\_ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

建設副産物の処理

# 現場説明書

特記事項 3

⑧ (最終処理等)

\_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離\_\_\_\_\_km)を想定し、その費用として1t当り\_\_\_\_\_円を見込んでいます。  
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。


⑨ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円見込んでいます。

⑩ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

建設副産物の処理

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	折れ点を2点以上設ける  平均的な断面
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

① (建設発生土の使用)

\_\_\_\_\_工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
ウ 再生クラッシュラン〔規格：Rc-40〕は、使用箇所：敷碎石、基礎碎石、路盤等に使用する。  
エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
カ その他再生資材〔資材名：\_\_\_\_\_〕〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

建設副産物の使用

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

工所用道路

① (自社施工)

本工事においては、(※)\_\_\_\_\_工(\_\_\_\_\_工を除く)のうち少なくとも\_\_\_\_\_千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。  
※該当する細別(レベル4)を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、帽子取事業所新沈砂池設置工事、工事の内容：建設発生土処分場の造成をしています。とする。  
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

仮設備

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。  
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

(河川環境対策：中部総合事務所県土整備局追記事項)

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 河<br>川<br>環<br>境<br>対<br>策 | <p><b>①天神川漁協との協議対象工事</b></p> <p>ア) 工事に係る留意事項<br/>本工事は、天神川水系で行うものであり、天神川漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「天神川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び天神川漁協との連絡調整を徹底すること。</p> <p>イ) 河川環境等に配慮した工事の施工<br/>工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。</p> <p>ウ) 工事調整済証の掲示<br/>天神川漁協との調整後に配布する「工事調整済証」を工事現場に掲示すること。</p> <p>エ) 河川内の石の取り扱いに係る留意点<br/>河川内にある自然石を石積等の工事に利用する場合は、監督員と協議し指示を受けること。<br/>河床に岩盤等が露頭した場合は、速やかに監督員に報告し、対策について協議すること。<br/>河床復旧の際には、別に定める「現地立会確認書」により工法等について現地協議を行うこと。</p> <p>オ) 河川維持工事（伐開等）における留意点<br/>河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。<br/>また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流への流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、台風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。</p> <p><b>②東郷湖漁協との協議対象工事</b></p> <p>ア) 工事に係る留意事項<br/>本工事は、橋津川水系で行うものであり、東郷湖漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「橋津川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び東郷湖漁協との連絡調整を徹底すること。</p> <p>イ) 河川環境等に配慮した工事の施工<br/>工事の実施に当たっては、河川環境や水産資源等の保全に配慮した施工を心懸けること。</p> <p>ウ) 河川維持工事（伐開等）における留意点<br/>河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流への流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、台風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。</p> <p><b>③その他河川工事</b></p> <p>ア) 河川環境等に配慮した工事の施工<br/>工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。</p> <p>イ) 濁水防止工法<br/>設計図書に定める工法により濁水対策を講じるものとするが、効果に疑問がある場合、又は現地状況等を勘案し、効果が不十分と想定される場合には、監督員に協議すること。</p> <p>ウ) 濁水等発生時の対応<br/>濁水等が発生した場合は、監督員に速やかに報告するとともに、濁水等の軽減対策を講じること。</p> |
|----------------------------|---|

※ 明示する項目を\_\_\_部分に記入または追記し、不要部分は—で削除して使用すること。

# 現場説明書

特記事項 6

① (盛土部の表面排水)

盛土施工時は、できるだけ盛土表面に勾配をつけながら施工するように心がけ、雨水の土中への浸透、湛水を防ぐこと。また、降雨前に撒き出した土は転圧せずに放置することは絶対に避けること。降雨時に排水が法面流出する恐れのあるときは、簡易な法肩側溝や小堤を設けるなどの対策を取ること。盛土施工後は、降雨などによる仕上げ面の地表水が直接法面に流れないように対策を施すこと。

② (盛土施工時の法面保護)

盛土法面が洗掘される恐れのある場合、ブルーシート等により法面を被覆する等対策を行うこと。

③ (異常気象の対応)

大雨警報等異常気象情報が発表された場合または大雨が降ると予想される場合には、現場巡視、建設機械の待機をしておくこと。

④ (新沈砂池付近の立木の取り扱い)

工事用地内(新沈砂池付近)の立木については、本工事での伐採(112本)と積込(5t)を想定し、設計計上している。

なお、現場着手時において現場条件と適合しない場合は変更対象とするので、監督員へ協議すること。

また、立木の搬出(運搬)については、その運搬場所・方法等について別途指示を行うので、事前に監督員へ確認すること。

その他



法令等による規制状況調査書

工事名	帽子取事業所新沈砂池設置工事		工事場所	東伯郡琴浦町八橋				
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等 写し添付	備考
道路法	<input type="checkbox"/> 24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)	琴浦町	H29.6.1申請	H29.10許可見込み		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 32条(道路の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 95条の2(公安委員会との調整)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
河川法	<input type="checkbox"/> 20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 24条(河川の占用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 26条(工作物の新築等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条(土地の掘削等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県砂防指定地等管理条例 地すべり等防止法	<input type="checkbox"/> 18条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	<input type="checkbox"/> 7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
農地法	<input type="checkbox"/> 4条1項(転用の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
森林法	<input type="checkbox"/> 27条(保安林の指定解除申請)	要(否)	中部総合事務所	林地開発許可 H29.10.4申請	H29.10許可見込み		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県海面漁業調整規則	<input type="checkbox"/> 50条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
文化財保護法	<input type="checkbox"/> 94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然公園法	<input type="checkbox"/> 20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 33条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県立自然公園条例	<input type="checkbox"/> 11条3項(特別地域における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 13条1項(普通地域における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
自然環境保全法	<input type="checkbox"/> 25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 28条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
鳥取県自然環境保全条例	<input type="checkbox"/> 16条4項(特別地区における行為の許可申請)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 18条1項(普通地区における行為の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
採石法	<input type="checkbox"/> 42条の2(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
砂利採取法	<input type="checkbox"/> 43条(国等に対する適用)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 4条1項(土壌汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
景観法	<input type="checkbox"/> 16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
都市計画法	<input type="checkbox"/> 34条の2(開発行為の協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
水路業務法	<input type="checkbox"/> 6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 19条1項(水路関係事項の通報)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
漁業対策協議会規約	<input type="checkbox"/> (事業調整会議等での協議)	要(否)					<input type="checkbox"/>	
建設リサイクル法	<input type="checkbox"/> 11条(国等に関する特例)都道府県知事への通知	要(否)	中部総合事務所	H29.10通知予定			<input type="checkbox"/>	
その他	法定外公共物	要(否)	琴浦町	H29.8.23申請	H29.9.1許可		<input type="checkbox"/>	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外 など